

# ●家庭系ごみの有料化● 審議会から答申を いただきました



岡部勇作会長が穂積市長に答申を提出

7月15日、秋田市廃棄物減量等推進審議会(※)から穂積市長に家庭系ごみの有料化に関する答申が提出されました。

市ではいただいた答申の内容を、社会・経済状況などを考慮しながら検証し、有料化導入の是非を判断していきます。

※秋田市廃棄物減量等推進審議会：市の条例に基づいて設置されたもので、学識経験者(4人)、各種団体・事業者の関係者(7人)、公募の市民(4人)で構成されています。

## これまでの経緯

市では、資源の節約、ものを大切にす社会の確立、地球温暖化防止などを目的に、ごみ減量のさまざまな施策を行ってきました。今後、より一層のごみ減量を進めるため、昨年11月、家庭系ごみの有料化の導入について、秋田市廃棄物減量等推進審議会に意見を求めました。

## 答申のおもな内容

審議会では、市の現状や有料化を実施している他都市の事例、市民からの意見を参考に審議を重ね、「有料化はごみ減量に有効

な施策であり、市民の理解と協力のもと実施する必要がある」という結論に達しました。答申のおもな内容は次のとおりです。

●**有料化のしくみ** 有料化は「家庭ごみ」を対象とし、ごみ処理手数料分の金額を上乗せした新たな「有料指定ごみ袋」を買うことで手数料を支払うこととなります

●**処理手数料の額** 容量1㍻あたり1円程度：45㍻ごみ袋の場合、1枚あたり45円を処理手数料として上乗せします

## ●有料化の検討の際に留意すること

- ① 手数料の用途を広く公表する
- ② ごみを減らすことが難しい家庭への配慮、対策を考える
- ③ 市民に対して、きめ細かな周知・啓発を行う
- ④ 集積所への不適正排出や不法投棄などを防ぐ対策を強化する
- ⑤ 有料化と併せて、ごみの減量・リサイクルを推進する施策を実施する

## 答申は次の場所で ご覧いただけます

市環境部(寺内蛭根)、市民相談室(市役所1階)、土崎支所、西部市民サービスセンター、アルヴェ駅東サービスセンター、河辺市民センター、雄和市民センター  
\*市ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ev/>

問い合わせ

環境都市推進課  
☎(8666)2943



## 国民健康保険の 新しい被保険者証を お送りします

現在お持ちの国民健康保険被保険者証の有効期限が9月30日(木)となっているかたへ、新しい被保険者証を9月下旬に世帯主あてに郵送します。受け取りの際、受領印が必要です(不在配達通知書を受け取った場合は通知書に書いてある連絡先へ連絡してください)。これまで使っていた被保険者証はご自分で破棄してください。また、ジェネリック医薬品(左記参照)を希望する場合に医療機関や薬局などに提示する「ジェネリック医薬品希望カード」を同封します。どうぞご利用ください。

新しい被保険者証は届いた日から使えます。通院・入院中のかたは医療機関へ提示してください。  
\*短期被保険者証、被保険者資格証明書をお持ちの世帯には後日更新についてお知らせします。

**ジェネリック医薬品**：新薬の特許期間が終了した後、新薬と同じ成分で作られた後発医薬品のことです。厚生労働省が安全性や効き目が新薬とほぼ同等であると認められた薬です。新薬と比べて安価であるため、患者さんの薬代が減り、医療費全体の節約にもつながります。



問い合わせは国保年金課へどうぞ  
被保険者証のことは…

国保年金資格担当 ☎(8666)20017

ジェネリック医薬品のことは…

給付担当 ☎(8666)20008



# 情報公開、個人情報保護のご相談は文書法制課へどうぞ

市が持っている情報は、市民のみならずの共有の財産です。その情報を知りたいときはいつでも、情報公開制度により公文書の開示を請求できます(公文書は公開が原則です)。

また、個人情報保護制度では、市が持っている個人情報を取り扱うルールを定めており、どなたでも自分の個人情報について、開示や訂正、利用停止を請求することができます。

## 平成21年度の開示状況

### 公文書開示請求

請求件数	処理状況					取り下げ	未処理
	開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答拒否		
25	7	17	0	0	0	1	0

開示請求のおもな内容…社会福祉法人への指導監査の結果など

### 保有個人情報開示請求

請求件数	処理状況						取り下げ
	開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答拒否	却下	
13	5	7	0	0	0	0	1

開示請求のおもな内容…市立病院のカルテに関するものなど

なお、市役所1階市民相談室隣の資料閲覧コーナーでは、市政に関する資料などを自由にご覧いただけます。

### 開示を請求できるかた

### 情報公開

- 市内に住所があるかた
- 市内に事務所がある個人や法人、団体
- 市内に通勤、通学しているかた
- 市が行う事務事業に利害関係があるかた

### 個人情報保護

- その情報の本人(免許証など、本人だと確認できる書類をお持ちください)

### 対象となる機関(情報公開・個人情報保護)

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長、議会

### 対象となる公文書(情報公開)

職員が仕事で作成・取得した文書や図画、写真、フィルム、電磁的記録などで、組織的に用いるものとして管理している公文書

問い合わせ

文書法制課情報公開担当  
☎(866)20008



国勢調査の数字で見る

## 秋田市の若

### 若い人が減っています

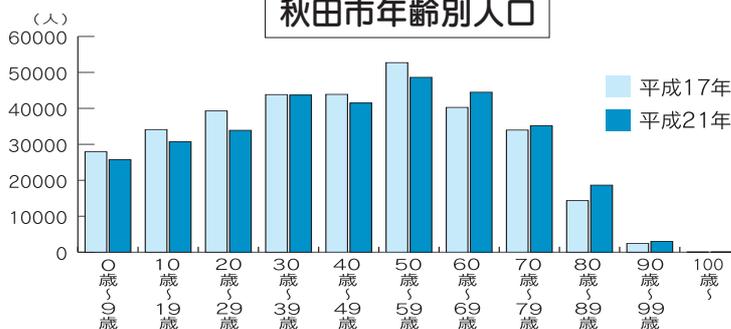
平成21年10月1日現在の秋田市の年齢別人口を見ると、50歳代が48,626人で最も多くなっています。その4年前(平成17年国勢調査)と比べると全体では約7千人の減。中でも20歳代の減少が顕著です。ちょっと寂しいですね…。ちなみに平均年齢は平成17年の「44歳」から1.7歳「年取って」「45.7歳」となっています。

10月は5年に一度の国勢調査が行われます。みなさんのご協力をお願いします。

問い合わせ

国勢調査秋田市実施本部  
☎(866)1964(秋田テルサ5階)

秋田市年齢別人口



年齢	平成17年(国勢調査)	平成21年(10月1日)	増加数	増加率
0歳～9歳	27,917人	25,716人	-2,201人	-7.88%
10歳～19歳	34,103	30,698	-3,405	-9.98
20歳～29歳	39,279	33,892	-5,387	-13.71
30歳～39歳	43,827	43,691	-136	-0.31
40歳～49歳	43,891	41,482	-2,409	-5.49
50歳～59歳	52,715	48,626	-4,089	-7.76
60歳～69歳	40,265	44,496	4,231	10.51
70歳～79歳	33,967	35,168	1,201	3.54
80歳～89歳	14,336	18,638	4,302	30.01
90歳～99歳	2,408	2,988	580	24.09
100歳～	40	81	41	102.50
不詳	361	361	0	0
合計	333,109	325,837	-7,272	-2.18